

改正雇用保険法の施行に伴い、教育訓練給付の要件・内容が変わります

※ 受講生への制度周知にあたって、ご注意ください。

- 本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
(これに伴い、給付の下限額を8千円から4千円に改めます。)
- 上記の変更によって、平成19年10月指定より、指定基準2.(8)費用等イについては、以下の通り変更いたします。(よって、パンフレット第18版の内容は以下のとおり変更となります。)

(指定基準2.(8)費用等イ)

当該教育訓練に係る入学料及び受講料(中略)の合計額が、

【旧】20,003円以上であること。 → 【新】20,005円以上であること。

- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が、対象となります。

【旧】

被保険者期間 3年以上5年未満 20%(上限10万円)

被保険者期間 5年以上 40%(上限20万円)



【新】

被保険者期間 **3年以上** **20%(上限10万円)**

(初回に限り、被保険者期間 1年以上で受給可能)

～ 注意 ～

- 厚生労働大臣が指定した教育訓練実施者が、偽りの証明等をしたことにより不正受給が生じた場合、政府は当該教育訓練実施者に、不正な支給を受けた者と連帯して不正受給額の返還又は納付額の納付を命ずることができることになりました。